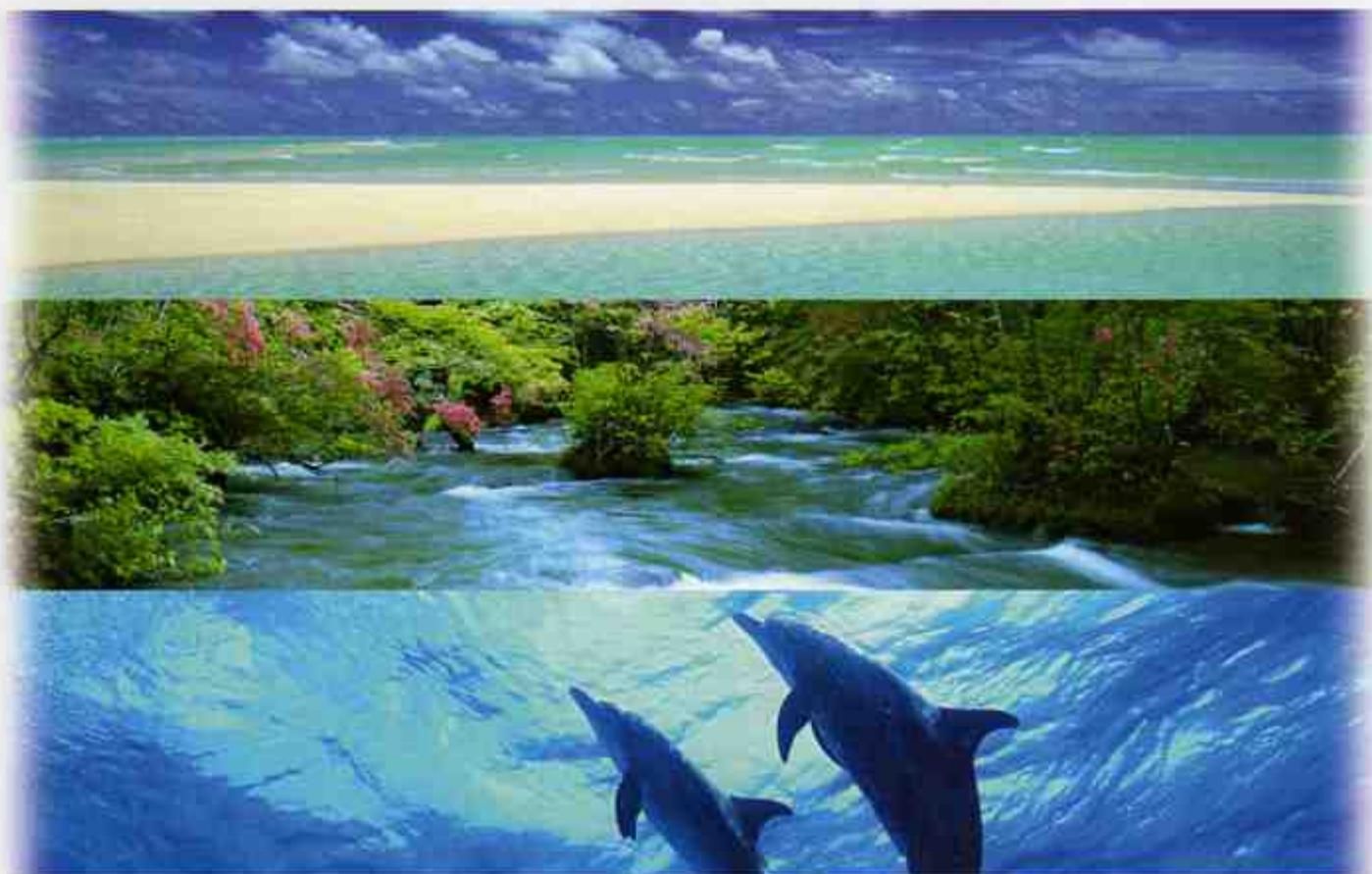
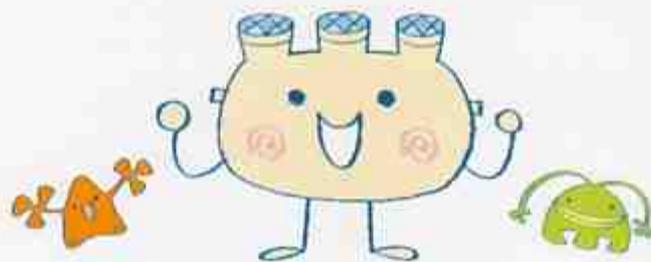


え!浄化槽って 生きているの?



ご存じですか?浄化槽は人と同じように「健康診断」が必要です。放っておくと本来の機能がにぶり、
汚水排出や悪臭といったトラブルが起こり環境悪化の原因にもなります。
浄化槽の仕組みをよく理解し、常に元気で働いてもらえうよう定期的な検査を行いましょう。





ふう、これで一段落。
そうだ、
お隣の比嘉さんと
お茶でもしよう。

こんにちはー。
あ、お客さん？

あらキレイ子さん。
今、浄化槽の検査
してもらっていたところよー

え…
家は一度も
検査したこと
ないけど……

あー！これは法律でも
決められているってよ！
それにうちの父ちゃんが言うには
「浄化槽は生きています」って。
だから人間ドックみたいに
一年に一度は定期検査が
必要ってよ。

※①…浄化槽の維持管理は「浄化槽法」で義務づけられています。 ※②…初めての検査は浄化槽の使用開始後3~8ヶ月以内に、その後は

家族のみんなが 知ってほしいこと!

いくら専門の業者に維持管理を頼んでも、使う側の心づかいが欠けては浄化槽の性能を生かすことはできません。こうした状況を浄化槽を使用する家族の全員に理解していただき、浄化槽が機能を十分に発揮できるように協力していただくことが大切です。





1年に1回実施。



3 浄化槽の上にもものを置かないください。点検や清掃作業に支障がないよう十分留意しましょう。また軽量蓋(プラスチック製)には蓋をかけましょう。



4 紙おむつ、たばこの吸い殻など水に溶けないものは絶対に流さないでください。



5 お洗濯の洗剤は必ず適量を計って使いましょう。



6 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、流しに流さず、燃えるゴミと一緒に出しましょう。



マイバッグや資源の節約には
気を使っていたけど、
浄化槽の元気を維持することも
環境保全につながるんですね！



孫やその孫の孫まで
ずっーときれいな
沖縄の海であって
欲しいさー。

はい！

うちも早速
検査を
お願い
します！



上等！
キレイ子さん！



**沖縄の海のために、
未来のために。
あなたの家の浄化槽も、
定期検査をお願いします！！**



※③…県の指定機関、社団法人沖縄県環境整備協会に依頼。(お問い合わせ先は裏面参照)

浄化槽は“生き物”です(維持管理が義務づけられています。)

■浄化槽法にそった維持管理の義務

浄化槽は微生物の動きを利用して
汚水を浄化するため、人と同様に
健康管理が必要となり、定期検査
を行うことが義務づけられています。
微生物の動きが弱まったまま使用
を続けると、故障の原因となるだけ
でなく、地域の環境汚染へもつなが
ります。



■保守点検は登録業者へ

保守点検は都道府県知事に申請した保守点検
業者が行います。詳しくは裏面<最寄りのお
問い合わせ>であたずね下さい。



■清掃委託は許可業者へ

清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業
者が行います。詳しくは各市町村役場におた
ずね下さい。



「へえ~!?!」がいっぱい! 浄化槽の仕組み

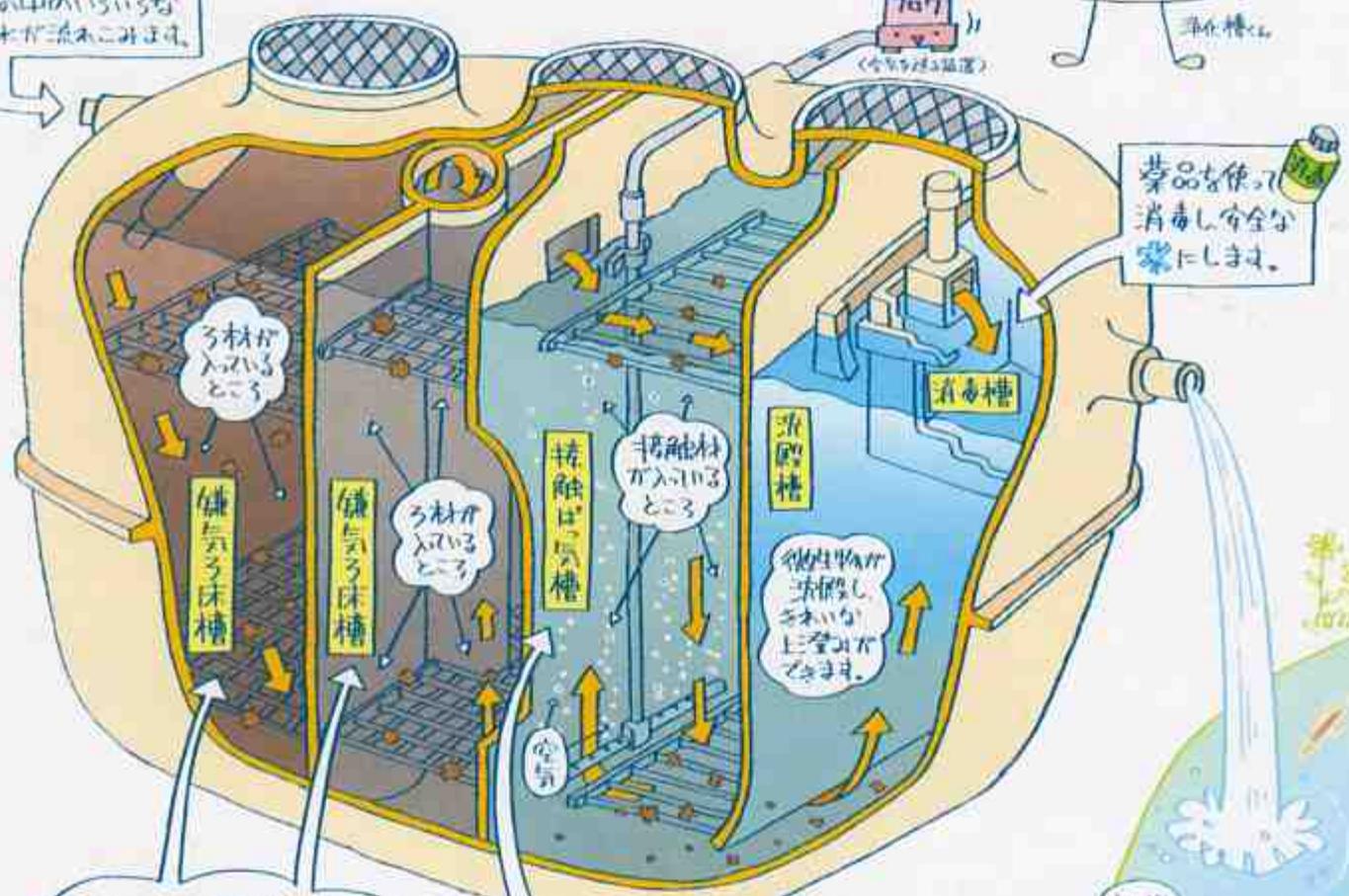
浄化槽のしくみ

【嫌気ろ床接触ばい気方式の例】



家の中のいろいろな
汚水が流れこみます。

ボクの中は
ごなっているんだよ。



汚水の中の有機物を
とりのぞき「ろ材」に付いた
嫌気性微生物
(酸素のないところで働く微生物)が
汚水の中の
有機物を
分解します。

モグモグ

接触材に付いた 好気性微生物
(酸素が十分あるところで働く微生物)
がさらに汚水の
中の有機物を
分解します。

びび

家庭から出る水の汚れを
約10分の1に減らして流
れるので、身近な小川や排
水路がきれいによみがえり、
水量も維持できます。

指定検査機関による法定検査 (検査の目的)

■指定検査機関に依頼し、法定検査を受ける

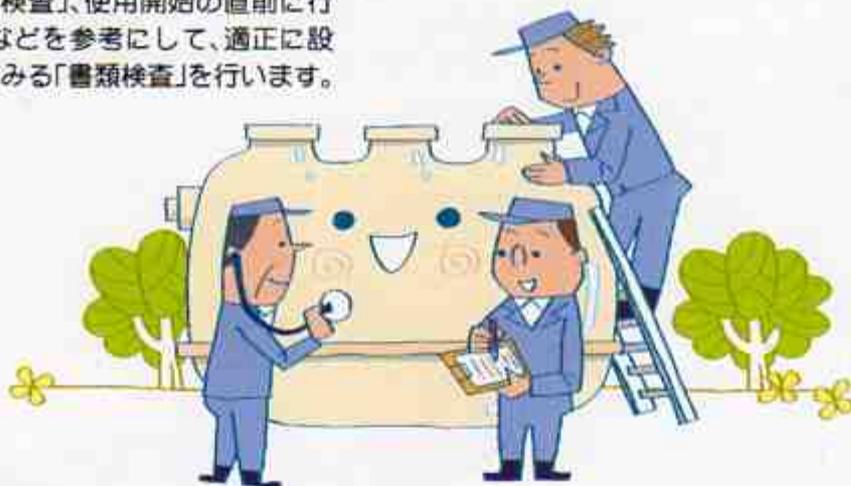
法定検査は浄化槽にとって定期健康診断のようなものです。浄化槽の設置は、使用開始から3～8か月以内に1回、その後1年に1回、定期的に浄化槽の水質に関する法定検査を受ける義務があります。そのため、都道府県の指定する「指定検査機関」に依頼して、法定検査を受けましょう。法定検査の結果は、3年間保存してください。

■はじめての検査(7条検査)

浄化槽の使用開始後、3～8か月の間に受けなければならない検査で、設置の状況や設備の稼働状態をみる「外観検査」、水質の測定により浄化槽の動きが正常かどうかをみる「水質検査」、使用開始の直前に行われる保守点検の記録などを参考に、適正に設置されているかどうかをみる「書類検査」を行います。

■定期検査(11条検査)

7条検査と同じような内容ですが、その後保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の動きが正常に維持されているかを検査します。



はじめての法定検査の内容(7条検査)

- 〈外観検査〉 (1)設置状況
(2)設備の稼働状況
(3)水の流れ方の状況
- 〈水質検査〉 (1)水素イオン濃度(pH)
(2)汚泥沈降率(SV30)
(3)溶存酸素量(DO)
(4)亜硝酸性窒素(NO₂-N)
(5)透明度
(6)塩素イオン濃度(Cl⁻)
(7)残留塩素濃度
(8)生物化学的酸素要求量(BOD)
- 〈書類検査〉 使用開始直前の保守点検の記録を参考に、適正に設置されているか否かを検査する。

1年1回の定期検査の内容(11条検査)

- 〈外観検査〉 (1)設備状況
(2)設備の稼働状況
(3)水の流れ方の状況
(4)悪臭の発生
(5)消毒の実施状況
(6)蚊、はえなどの発生
- 〈水質検査〉 (1)水素イオン濃度(pH)
(2)溶存酸素量(DO)
(3)透明度
(4)残留塩素濃度
- 〈書類検査〉 保守点検と清掃の記録、前回の検査記録などを参考に、保守点検と清掃が適正に行われているか否かを検査する。

社団法人沖縄県環境整備協会 (沖縄県指定検査機関)

電話098-835-8833 FAX098-835-8832 南城市大里字大里2013

浄化槽についてのお問合せは、もよりの保健所または県文化環境部環境整備課へ

機関名	電話番号	住所
文化環境部環境整備課	(098)866-2231	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
北部福祉保健所生活環境班	(0980)52-2636	〒905-0017 名護市字大中2-13-1
中部福祉保健所環境保全班	(098)938-9787	〒904-2153 沖縄市美原1-6-28
南部福祉保健所生活環境班	(098)889-6799	〒901-1104 南風原町字宮平212
中央保健所環境保全班	(098)836-1340	〒902-0076 那覇市与儀1-3-21
宮古福祉保健所生活環境班	(0980)72-3501	〒907-0002 宮古島市平良字西里1125
八重山福祉保健所生活環境班	(0980)82-3243	〒907-0002 石垣市真栄里438